

第8章

計画の推進体制及び進行管理

第8章 計画の推進体制及び進行管理

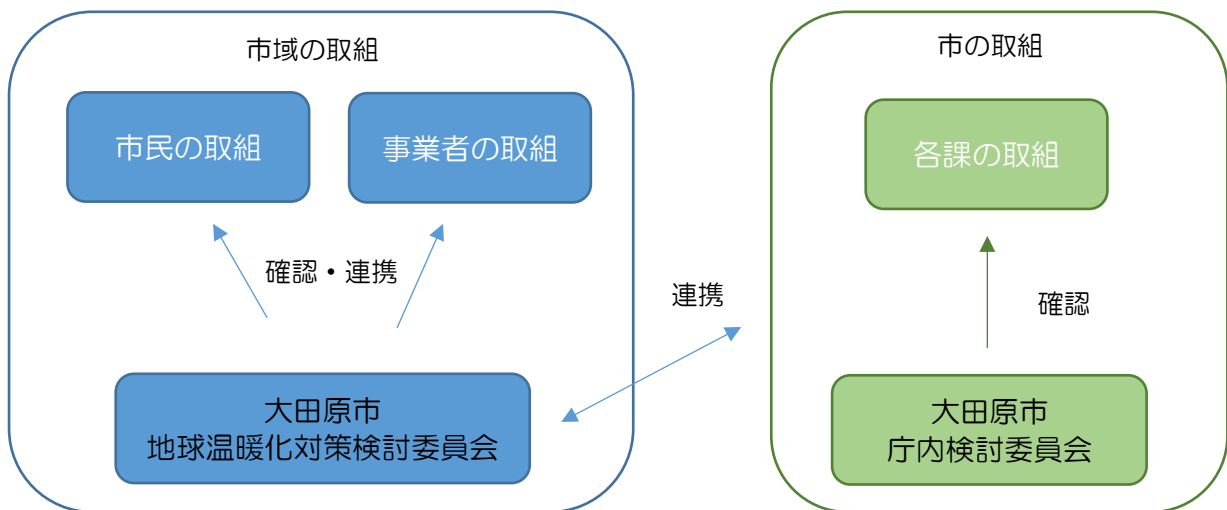
1 計画の推進体制

(1) 大田原市庁内検討委員会

市の職員で構成される組織で、各課が行う施策の進捗を確認します。

(2) 大田原市地球温暖化対策検討委員会

市の職員、関係機関、市民・事業者の代表者等で構成される組織で、市、市民、事業者の取組に対する意見や情報の交換を行い、各主体の施策の進捗状況を確認します。



2 計画の進行管理

(1) PDCAサイクルによる進行管理

計画の進行管理にあたっては、大田原市行政評価システムに基づき関係各課において施策の実施計画を策定（Plan）し、その計画を実施（Do）し、大田原市庁内検討委員会及び大田原市地球温暖化対策検討委員会での検討（Check）を行い、次年度への見直し（Act）を行うPDCAサイクルの考え方をを用いて管理します。

(2) 取組結果の公表

取組結果については、ホームページ等で公表することとします。ただし、温室効果ガスの排出量は、その算出方法から取組結果と連動しにくいいため、排出量よりも取組実績に主眼を置いた公表を行うこととします。